

令和7年度「火薬類危害予防週間」について

◆期間◆

令和7年度危害予防週間：令和7年6月10日（火）～6月16日（月）まで

◆目的◆

火薬類危害予防週間にあたり、火薬類を貯蔵、販売する事業者に対して立入検査等を実施し、火薬類の危害予防意識の高揚を図ることにより、火薬類による災害を防止し、公共の安全を確保することを目的とするものです。

◆内容◆

ポスターの掲示や火薬類事業所への立入検査等を実施し、事故防止の徹底と関係法令の遵守を指導します。

◆火薬消費中の事故防止について◆

火薬類は、瞬時に発生する熱エネルギーを利用して、トンネル採削や砕石用などの爆薬を活用の他、自動車用緊急保安円筒、花火の火薬など幅広く利用されています。

火薬類を取り扱う事業所の方はもちろん、家庭においても火薬類の安全な取扱い、危険性について再確認し、火薬類の事故や火災を防ぎましょう。

夏季のイベントシーズンは、花火など火薬類の消費の増加が見込まれます。

煙火消費における事故防止に向けて、万全な事故防止対策を講じるようお願いいたします。



【お問い合わせ先】

川越地区消防局 予防課保安担当

所 在 川越市神明町48番地4

電 話 049-222-0744

メール yobou@union.kawagoe119.lg.jp

煙火消費中の事故防止について

【花火大会における煙火消費中の事故防止について(注意喚起)20240418保局第1号令和6年4月26日】抜粋

1、煙火及び設備の管理・点検

- ・煙火消費に際しては、消費する煙火玉や打揚設備(打揚筒、導火線)についての徹底した点検が重要です。打揚筒等の設置後の再点検も重要です。
- ・昨年も、落下物による負傷事故や過早発・低空開発が発生しており、特に近年から輸入した小型煙火の製品不良による過早発や部品落下による事故事例が散見されています。

2、打揚場所における安全対策の徹底

- ・黒玉や火の粉の落下による顧客の負傷事故や火災による被害拡大を防ぐため、消費する煙火の大きさや種類、気象条件等を考慮し、顧客との距離を十分に確保することや散水等の火災対策の準備が重要です。

3、消費の無許可消費(いわゆるシークレット花火大会)について

- ・消費許可を要しない煙火打揚時の事故の発生が増加しています。
- 消費許可が不要な場合であっても、火薬類取締法に基づく煙火消費の技術基準に従う必要があります。
- ・打揚依頼者とも万一の事故等の対策を含め、十分な安全確保の検討が必要です。

4、がん具煙火使用中の事故に対する取組

- ・例年、幼児を中心としたがん具煙火消費中の事故が発生しています。
- がん具煙火の正しい使用方法等を守りましょう。

がん具煙火の正しい使用方法等については、こちらをご確認ください。



※公益社団法人 日本煙火協会 <http://www.hanabi-jpa.jp/omocha/fun.html>